

岐阜県医療安全推進協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県医療安全支援センター設置要綱第4条の規定に基づく医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 医療安全支援センターの運営に関する事。
- 二 関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- 三 個別相談事例に係る指導及び助言に関する事。
- 四 その他医療安全に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、岐阜県医療安全推進協議会委員（以下「委員」という。）として、次に掲げる者8名以内で構成する。

- 一 医療を提供する者の代表
 - 二 医療を受ける者の代表
 - 三 学識経験者
- 2 委員の任期は、2年とする。
 - 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 協議会において必要があると認めるときは、会長は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医療整備課において行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年1月19日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成15年度に委嘱した委員の任期は、平成17年3月31日までとする。
- 3 この要領の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。